

分会ニュース 2020

全日本港湾労働組合
 関西地方建設支部
 太平ビルサービス分会
 大阪市中央区瓦町 1-6-10
 電話 06-6229-3620
<http://taiheibunkai.wp.xdomain.jp>



どちらが遅い、追いつけコロナ

太平ビルサービス大阪は分会の休業手当要求に団体交渉さえ開かず、雇用調整助成金について未だ検討を重ねているそうです。今全国では新型コロナウイルス感染症で様々な政府の対応策が後手に回り、アベさんは「遅すぎる」と叱られています。特別定額支給金(全員10万円)大阪はまだ届いていない人がほとんどだし、マスクは最近配り始めたようですけどもういらないですよ。でもこんな政府より太平ビルサービス大阪のほうがさらに「遅い」のは何故なのでしょう。

[雇用調整助成金]

企業が従業員を休ませて休業手当を支払った時に雇用保険から企業に助成金が支払われます。

依然検討中

3月、4月の春闘団体交渉で太平ビルサービス大阪は新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の休業は発生していない、と述べています。当時でも多くの商業施設は閉鎖され、学校は休校、ホテルは閑古鳥が鳴き、5月にはその状況は拡大深刻化しました。太平ビルサービス大阪でも大人数の従業員が働く職場の多くが閉鎖されています。この団交で太平ビルサービス大阪は雇用調整助成金の対象とならない可能性があり制度を調べている、とも述べています。

つまりこの時点でも、多くの従業員が所属する職場が一時閉鎖され、休業が発生しているが休業手当は支給しておらず、雇用調整助成金は制度の研究を行っている、と言っているのです。

5月に入り全港湾は再度要求書で休業手当の現状、雇用調整助成金の申請状況について明らかにするよう求めたところ、5月末になり「要求書に対する質問」と称し、雇用調整助成金は監督官庁に問い合わせをしている、と答えました。つまり3月4月5月にわたり休業手当に直結する雇用調整助成金は社内で何の進展もしていない、ということです。なんということでしょうか。

厚労省大慌て

日本本全国では4月の休業者数は597万人昨年同月比420万人増加です。さらに就業者数は4月は3月から80万人減少しています。アメリカでも4月の失業率が14.7%に跳ね上がり1929年の大恐慌以来の数字です。日本でも前述の休業者と退職者をすべて失業者に数えれば失業率は12%を超えるといわれています。

政府は大慌てで、休業する労働者に休業手当を支払い、解雇せず雇用調整金を活用するよう企業に呼びかけました。ところが3月ころからこの助成金を申請しようと職安に通った企業主が、余りの手続きの複雑さに立ち往生した。という報道が相次ぎました。膨大な申請書類の山は「簡単には助成金出す気無いで」と言っているかのようでした。10万円支給金も市民が散々声を上げて政府が重い腰を上げたように、雇用調整助成金もあまりの制度の不具合に強い批判が集まり厚生労働省は数次にわたり助成金支給対象の拡大、支給率の拡大、申請手続きの簡素化に追われてきました。

会社の売上高減少が10%以上なければいけないところを5%あればよい、売上比較は前年同月でダメなら前々年同月でもよい、80%の助成率を90%、場合によっては100%出します、事前に休業計画書を作って出さねばならなかったが、もう計画書は出さずともよい、雇用保険対象外である短時間勤務者にも支給する、など非常に多くの変更を加え申請を呼びかけました。厚労省発行の助成金ガイドブックの副題は「雇用維持に努力される徐行主の方々へ」です。多少は本気出したようで、ある人は「厚労省はこれでも解雇できるもんならしてみいや、という態度だな」と言っています。

5月中旬で各地労働局に寄せられた助成金相談が27万件、6月初旬で申請件数15万件、支給済8万7千件です。厚労省によると、申請から支給まで従来2か月かかっていたのを2週間で支給できるようにしている、と大見えきっています。

ところでドイツにも「クルツアルバイト」という雇用調整助成金に似た制度があり、3月中に47万件、850万人分支給されたということです。日本では上記支給済み件数からの類推では約200万人分には届かないようです。

ドイツには及ぶべくもありませんが、遅まきながら厚労省も相当の制度改変を試み、雇用情勢の変動に何とか追いつこうとしているのです。

亀の甲羅か

一方太平ビルサービス大阪は3か月にわたり「雇用調整助成金は検討しています、役所に確認しています」の繰り返しです。厚労省より遅い。甲羅に引っ込んだ亀であるまいに。一体何を検討、確認しているのでしょうか。

考えられるのは、雇用調整助成金を申請しない、ということです。その場合休業手当は自腹で払う、または休業手当は払わない、ということでしょうか。条件の合致する会社で休業手当を支払い雇用調整助成金を申請しない選択は大企業でもありません。では休業手当を支払わない、という場合、休業者はいるが休業手当は支払わない、というのであれば労基法違反は免れない。さもなくば太平ビルサービス大阪には休業手当支払い対象の休業は依然として発生していない、というのでしょうか。

団交を開け

全く不思議な迷走が続いています。厚生労働省は「とりあえず払う、あとのことはあとに考える」と言っているわけですからとりあえず厚労省に追いついてみたらどうでしょう。

新型コロナウイルス感染症がどのような形で収束したのち、大変な時期に会社は何もしてくれなかった、という不信感だけ残ったではあまりに非生産的ではないのでしょうか。

直ちに団体交渉を開催し要求にこたえてください。

コロナ対策の要求

以下の要求を会社にしています。

1. 全国ビルメンテナンス協会の「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2020年5月29日策定)、全国警備業協会の「警備業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」(2020年5月14日策定、5月29日改定)に基づき、従業員教育と感染症予防対策を実施してください。
2. 警備業務における新型コロナウイルス感染症予防対策について要求します。
 - (1)警備業の特殊性に即した予防対策を実施してください。
 - (2)警備員に重症化リスクの高い高齢者や持病のある者が多数稼働している現状を踏まえ適切に対策を行ってください。
(「警備業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」p8 ウその他)
 - (3)仮眠施設の換気を十分行ってください。窓のない仮眠施設は強制換気対策を行ってください。
 - (4)仮眠施設を複数の警備員が同時に使用する環境では、1名あたりの使用面積を十分に確保してください。
 - (5)複数の警備員が仮眠施設を共用する場合は、寝具を個人的に貸与し、寝具の共用が起こらないようにしてください。
(ガイドライン p4 エ休息、仮眠等)
 - (6)仮眠用寝具は定期的にクリーニング交換を行ってください。
 - (7)24時間勤務は公共交通の出勤時混雑を回避できるよう勤務開始時間を調整してください。
(ガイドライン p3 イ通勤)
3. 会社の新型コロナ予防対策の基本方針を示してください。
清掃などは使い捨てマスク、使い捨て手袋。石鹼やアルコールなどの手指消毒液が必要。便器清掃作業時は感染予防のためフェイスマスク、ゴーグルなどが必要。現在、実行されている対策を説明してください。

